資料２－３

外来医療計画（第8次後期）の策定について

令和８年度第２回地域医療構想部会
山形県健康福祉部医療政策課
2026/11/18

1 外来医療計画について

＜策定の趣旨について＞

〇本県では、令和６年度から保健医療計画の中間見直しを行う令和８年度の３か年を計画期間とする「山形県外来医療計画（第８次前期）」を策定している。
〇外来医療に係る医療提供体制の確保に関しては、外来医師偏在指標に基づき二次医療圏ごとに外来医師多数区域を設定し、新規開業希望者に対して、当該外来医師多数区域において不足する医療機能を担うよう求めることにより、個々の医師の行動の変容を促し、偏在是正につなげていくことを基本的な考え方としている。
〇本県には外来医師多数区域がないことから、県全体に共通する外来医療機能の課題とその対策の方向性、医療機器の共同利用の推進に係る計画としている。
〇今年度、現行の第８次前期計画の最終年度であることから、山形県外来医療計画の第８次後期計画を策定するもの

＜計画の位置づけ＞

〇医療法第30条の４の規定に基づき、第８次山形県保健医療計画の一部として山形県の外来医療提供体制の確保に関する事項について定めるもの

＜計画期間＞

〇令和９年度から令和11年度まで（３年間）

＜協議の場の設定＞

〇外来医療に関する協議の場として、各二次医療圏における地域医療構想調整会議において協議を行う

1 外来医療計画について

外来医療計画

概要

- 外来医療計画とは、医療法（昭和23 年法律第205 号）第30 条の4第2項第10 号の規定に基づく、医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたものである。
- 都道府県は、二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域（以下「対象区域」という。）ごとに、協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ協議を行い、その結果を取りまとめ公表。
- 令和元年度中に各都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組を進めている。令和6年度以降は3年毎に外来医療計画を見直すこととしている。

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 （法第30条の18の4）

① 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況

診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化。外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータを公表し、新規開業希望者等に情報提供。

② 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」（紹介受診重点医療機関）*

③ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進

病床機能報告対象医療機関等が都道府県に外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）し、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議。「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化。

④ 複数の医師が連携して行う診療の推進

⑤ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用

地域ごとの医療機器の配置状況を可視化し、共同利用を推進。

⑥ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

＊令和4年4月施行

外来医療の協議の場 （外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン）

（区　域） 二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域

（構成員） 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者

（その他） 地域医療構想調整会議を活用することが可能

出典：厚生労働省公表資料

2 前期ガイドラインからの変更点

第８次後期ガイドライン（目次一覧）　※赤字が変更点

1.はじめに
- １－１ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する考え方
- １－２ 外来医療計画の全体像
- １－３ ガイドラインの位置づけ

2. 外来医療計画の策定を行う体制等の整備
- ２－１ 都道府県の体制
- ２－２ 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場
- ２－３ 外来医療計画策定のプロセス
- ２－４ 外来医療計画の策定スケジュール

3. 外来医療計画の策定及び実施に必要なデータの収集、分析及び共有
…かかりつけ医機能報告により把握される情報も活用し、外来医療提供体制の在り方を検討すること

4. 地域外来医療の公表

5. 外来医師偏在指標と外来医師多数区域・外来医師過多区域の設定
- ５－１ 区域単位
- ５－２ 外来医師偏在指標
- ５－３ 外来医師多数区域の設定
- ５－４ 外来医師過多区域の設定

6. 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組
- ６－１ 外来医師多数区域における取組
  - ６－１－１ 新規開業者等に対する情報提供
  - ６－１－２ 新規開業者の届出の際に求める事項
  - ６－１－３ 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
  - ６－１－４ 合意の方法及び実効性の確保
  - ６－１－５ 患者や住民に対する公表
  - ６－１－６ 各医療機関での取組
- ６－２ 外来医師過多区域における取組
  - ６－２－１ 新規開業者等に対する情報提供
  - ６－２－２ 新規開業者の届出の際に求める事項
  - ６－２－３ 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
  - ６－２－４ 合意の方法及び実効性の確保
  - ６－２－５ 患者や住民に対する公表
  - ６－２－６ 各医療機関での取組
  - ６－２－７ その他の留意事項

7. 医療機器の効率的な活用に係る計画
- ７－１ 医療機器の効率的な活用に関する考え方
- ７－２ 協議の場と区域単位
- ７－３ 医療機器の効率的な活用のための検討

8. 外来機能報告
9. 外来医療計画の実行に関するPDCAサイクル
10. 留意点

本県には外来医師過多区域がないため、５－４、６－２は検討不要

3 ガイドラインにおける主な追加項目と本県の対応

項目	内容	本県の対応
外来医師過多区域の設定【新規】	外来医師過多区域の設定と新規開設者へ地域で必要とされる外来医療の要請・勧告等を検討すること	厚生労働省から示された候補区域に、本県の二次医療圏は入っていないため外来医師過多区域の設定は不要
かかりつけ医機能報告に基づく地域の協議等の取組【新規】	かかりつけ医機能報告により把握される情報も活用し、外来医療提供体制の在り方を検討すること	かかりつけ医機能の報告結果や医療機関の機能・役割等も踏まえ、外来医療提供体制の在り方について検討
国通知により、第9次医療計画から記載する取扱いが示されたため、今回の見直しでは特段の記載を行わず、第9次医療計画の策定に併せて検討する。		
地域外来医療（※）の公表【新規】	地域外来医療に関する事項を協議し、公表すること	二次医療圏ごとに設ける外来医療の協議の場（各地域調整会議）において、関係者と協議を行いその結果を公表、周知する。

※地域において特に必要とされる外来医療（地域で不足する医療機能や医師不足地域での医療提供）のことをいい、各地域で関係者と協議を行い公表・周知を行う必要がある。

地域で不足する医療機能　：各地域の地域医療構想調整会議で協議のうえ公表。
医師不足地域での医療提供：外来医師過多区域での公表が求められている事項であることから、本県での対応は不要（詳細は次ページに記載）。

3 地域外来医療

・　各二次医療圏で、地域外来医療（地域で不足する医療機能や医師不足地域での医療提供）について協議を行い、その結果を取りまとめ公表・周知する必要がある。

後期ガイドライン

4. 地域外来医療の公表

○ 都道府県が、地域において特に必要とされる外来医療（地域で不足する医療機能や医師不足地域での医療提供）に関する事項を、二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに設ける外来医療の協議の場において、関係者との協議を行い、その結果を取りまとめ公表、周知すること。

※地域で不足する医療機能：夜間・休日の診療、在宅医療、公衆衛生等のことをいう

地域外来医療として、以下を協議・公表する必要がある。

① 地域で不足する医療機能 …全ての区域で公表（各二次医療圏で協議）

② 医師不足地域での医療提供（外来医師過多区域で開業する場合の開業医への要請内容）
…外来医師過多区域で公表（本県で対応不要）

⇒本県では、現計画の策定時にも、地域で不足する外来医療機能について各地域の地域医療構想調整会議で協議していることから、現計画に掲げる地域で不足する外来医療機能を基本として、各種データや地域の実情を踏まえ、引き続き確保が必要な機能及びその取組について協議する。

（参考：現計画での地域で不足する外来医療機能）

地域名	不足する外来医療機能
村山、最上、置賜、庄内	①初期救急、②在宅医療、③公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）

3 山形県外来医療計画（第8次後期）構成案

・ガイドラインの変更内容を踏まえると、本県における計画の内容に大きな変更はないことから、現計画の構成を基本とし、必要な事項を追記する。

Ⅰ 基本的事項

1　計画策定の趣旨
2　計画の位置づけ
3　計画の期間
4　計画の対象区域
5　計画の推進体制

Ⅱ 本県の外来医療の現状と課題

1　人口推計
2　外来患者数推計等
3　外来医療提供体制の状況

Ⅲ 外来医療に係る医療提供体制確保に向けた取組

1　地域で不足する外来医療機能の確保
　…地域外来医療の記載を追記
2　外来医療に関する情報提供
3　医療機器の効率的な活用

Ⅳ 地域で不足する外来医療機能の確保に向けた二次医療圏ごとの取組

村山二次医療圏の目標及び取組
最上二次医療圏の目標及び取組
置賜二次医療圏の目標及び取組
庄内二次医療圏の目標及び取組

※ 赤字が前期計画との変更点

4 外来医師偏在指標と外来医師多数区域・外来医師過多区域の設定

・令和8年4月に公表された外来医師偏在指標では、本県には外来医師多数区域及び外来医師過多区域の該当はなし。

＜外来医師偏在指標＞

令和８年４月公表

	村山	最上	置賜	庄内
外来医師偏在指標	107.1 (103.3)	80.2 (74.4)	78.9 (82.0)	90.2 (87.2)
全国平均値	115.7（112.2）			
全国順位	136 (149)	288 (301)	294 (273)	238 (245)

※表のうち（　）内の数値は、令和５年４月公表値

＜外来医師多数区域、外来医師過多区域について＞

外来医師多数区域	県内該当区域：なし
外来医師偏在指標の値が全国330二次医療圏の中で上位33.3%（110位以内）に入っている医療圏	
外来医師過多区域	県内該当区域：なし
・ 外来医師偏在指標：全国平均＋標準偏差の1.5倍以上 ・ 可住地面積あたり診療所数が上位10%以上 を共に満たす医療圏	

(参考)外来医師過多区域（候補区域）

	二次医療圏
東京都	区中央部、区西部、区西南部、区南部、区西北部
京都府	京都・乙訓
大阪府	大阪市
福岡県	福岡・糸島
兵庫県	神戸

(参考)東北各県の状況

	外来医師多数区域数	二次医療圏数
青森県	0	6
岩手県	0	9
宮城県	1（仙台）	4
秋田県	0	3
福島県	1（県北）	6

※外来医師偏在指標：地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を可視化したもの。医療ニーズ及び人口・人口構成とその変化、患者の流出入、へき地などの地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の種別（区域、入院／外来）の５要素を考慮して算定されている。

5 策定スケジュールについて

	～7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	R9/1月	2月	3月
R8	ガイドライン発出	8月5日「山形県保健医療推進協議会」で見直しを行う旨、了承	9月14日「第1回山形県保健医療推進協議会　地域医療構想部会」で策定の進め方等について協議		11月18日「第２回山形県保健医療推進協議会　地域医療構想部会」で本編の協議 11月～１月　各地域の「地域医療構想調整会議」において、地域編の協議		令和９年１月「山形県保健医療推進協議会」で協議	他計画とともにパブコメ実施	令和９年３月「医療審議会」諮問・答申
参考(R5)			令和５年９月「山形県保健医療推進協議会　地域医療構想病床機能調整推進部会」で本編協議	各地域の「地域医療構想調整会議」において、地域編の協議	村山：12月18日 最上：12月21日 置賜：12月19日 庄内：12月20日		令和６年１月「山形県保健医療推進協議会」で協議	他の計画とともにパブコメ実施（保健医療計画、アルコール健康障害対策推進計画、障がい者計画等）	令和６年３月「医療審議会」諮問・答申